

八戸市農業委員会 4 月総会議事録

日時：平成 30 年 4 月 13 日（金）午後 1 時 30 分
場所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

農業委員数：19 名

1 番 三浦 豊、2 番 籠田 悦子、3 番 木村 武美、4 番 馬場 豊、
5 番 釜石 幸史朗、6 番 内沢 豊、7 番 谷地 秀典、8 番 村上 正憲、
9 番 西野 茂雄、10 番 明戸 政勝、11 番 山内 光興、12 番 加藤 浩幸、
13 番 松橋 剛志、14 番 寺沢 和則、15 番 赤坂 英夫、16 番 阿達 福壽、
17 番 狛守 文宏、18 番 長根 昭男、19 番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：21 名

1 番 木村 弁一、3 番 河原木 一実、4 番 田名部 浩、5 番 大久保 秀幸、
6 番 清川 新一、7 番 赤坂 力雄、8 番 田中 忠二、9 番 三浦 勝浩、
10 番 山田 貴光、11 番 齋藤 正人、12 番 下館 敏、13 番 橘 由正、
14 番 荒川 喜一郎、15 番 高橋 勝男、16 番 高橋 政典、17 番 金谷 由松、
18 番 坂 文雄、19 番 松倉 賢六、20 番 上明戸 桂、21 番 森 庄次郎、
22 番 森 光男

欠席した委員

農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：2 番 坂下 彌一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）久保 伝、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、主事 田中 野、技能技師 小笠原 衛

上村事務局長

それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、坂下推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。
会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

(八戸市農業委員会憲章唱和)

上村事務局長

ありがとうございました。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長

皆様におかれましては、春先の大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。平成30年度もスタートし、これから農地パトロールなど現場の仕事が始まります。また、その他活動につきましてもご意見等積極的にご発言いただきまして、農業者のための活動に活かしていければと考えておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。また、本日の議案につきましても慎重なご審議をお願いいたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1

会長

日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、1番 三浦豊委員、3番 木村武美委員、両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

田名部委員

3条8番

推進委員の田名部から報告いたします。去る3月29日、山内農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、番号8番を調査してまいりましたので報

告いたします。資料1ページをお開きください。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席いたしました。両者の関係は義兄弟で、態様別は、賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、にんにくです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は300mで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり、宅地化、休耕地・山林地なし。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、兼業者が男1人、女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、管理機、動噴器を各1台所有しており、掘取機、収穫機、畝立機 各1台を今後導入予定とのことです。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

坂委員

続きまして、坂から報告します。去る3月29日、三浦農業委員と市庁本館地下会議室におきまして、番号9番、10番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条9番

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

9番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は、親子で同世帯で生活しております。態様別は、贈与です。申請理由は、農業後継者への生前一部贈与です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、たばこです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地のうち、芦窪については、通作距離1kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なし。雷林については、通作距離150mで、耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行承諾書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしとなっております。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女3人で、うち農業専従者が男2人、女2人でございます。農機具保有状況は、トラクター3台、田植機、管理機、バインダーを各1台保有しています。

3条10番

続きまして、10番ですが、調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、そば、大豆です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離50mで、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は50年で、地域農業への

影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は男1人、女1人、兼業者は女1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、田植機、ハーベスターを各1台、軽トラックを2台保有しています。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

すみません、先ほど議事録署名者に三浦豊委員を指名しておりましたが、議案の説明者に三浦委員がなっておりましたので、申し訳ありませんが、4番 馬場豊委員に変更させていただきます。

ただいま、田名部委員、坂委員からの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

はい、松橋委員。

松橋委員

8番についてちょっとお伺いします。新規就農者ということでしたけれども、先ほどの説明の中に農機具保有状況ということで、トラクター、管理機等とありましたけれども、地目は田んぼであります、田んぼの関係の機械は所有しているのでしょうか。

会長

田名部委員。

田名部委員

もう一度質問していただけますか。

山内委員

では、わたしから。

会長

はい、山内委員。

山内委員

栽培にかかるのはにんにくということですので、地目は田んぼでも借受人の方がにんにくを栽培するということですから、トラクターと管理機で、田んぼの方はないです。また、受人の方は非常に機械関係に強いということで、調査で聞き取りしたところ詳しくて、また、ヤンマー農機に勤めているみたいで、非常に私たち以上ににんにくとか勉強していて、これなら畑をやってもいいかと。それからあと、農薬の飛散について、端のほうを借りればいいんだけど、飛散の関係で、農地のちょうど持っている方の真ん中の半分のところを割って借りたいそうで、その辺のことも借受人の方が相当勉強していました。

会長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第17号、平成30年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、山内委員、加藤委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、山内委員、加藤委員は退室願います。

(山内委員、加藤委員退室)

会長

それでは、まず、山内委員、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

田中主事

事務局の田中から、議案第17号「平成30年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借21件、使用貸借3件の計24件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手9名、貸し手28名で、利用権設定面積は153,294㎡でございます。

それでは、まず山内委員が関係する事案を説明いたします。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積4番

～17番

番号4番から資料6ページの番号17番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号11番は水稻を、その他は長芋・ゴボウを作付けするために、5年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては番号4番と番号7番は総額年間60,000円、番号5番と番号14番は総額年間50,000円、番号6番と番号13番は総額年間80,000円、番号8番は総額年間30,000円、番号9番は総額年間40,000円、番号10番は総額年間65,000円、番号11番は水利費、番号12番と番号16

番は総額年間 100,000 円、番号 15 番は総額年間 25,000 円、番号 17 番は 10 a 当り年間 8,000 円でございます。

利用集積 18 番
～19 番

続いて加藤委員が関係する事案を説明いたします。番号 18 番、番号 19 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、長芋を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては番号 18 番は総額年間 25,000 円、番号 19 番は総額年間 20,000 円でございます。

公告年月日は、平成 30 年 4 月 19 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

山内委員、加藤委員の入室をお願いいたします。

(山内委員、加藤委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

田中主事

引き続き、事務局の田中から説明いたします。資料 3 ページをお開きください。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、野菜・麦・大豆を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当り年間 5,000 円でございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 3 番

番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

利用集積 20 番

6 ページをお開き願います。番号 20 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総

利用集積 21 番	<p>額年間でモミ 5 俵でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。番号 21 番、利用権の種類及び内容は、長芋を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 170,000 円でございます。</p>
利用集積 22 番 ～24 番	<p>番号 22 番から番号 24 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 22 番は 5 年間使用貸借するものでございます。番号 23 番、番号 24 番は 5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p> <p>公告年月日は、平成 30 年 4 月 19 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第 4 会長	<p>次に、日程第 4、議案第 18 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。</p>
山内委員 5 条 2 番	<p>去る 3 月 29 日、三浦委員と番号 2 番を調査して参りました。</p> <p>受人は本人、渡人は代理人が出席しました。土地の表示、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。場所的には八戸市立鮫小学校から南東側約 1 km に位置しまして、市道に面しておりますけれども両側に家が建っててその片方が自宅でございます。用排水路はありません。農地区分とすれば第 2 種農地。駐車場にすれば両側にフェンスを付ける予定だそうです。権利調整措置とすれば全部なしとなっております。駐車場ということで今現在は黒土が混ざっているような状態でしたけれども大丈夫そうで、自己資金でやるということでございます。調査の結果許可相当と判断しました。</p>
5 条 3 番	<p>3 番ですけれども、受人の方はご本人が出席されております。渡人の方は代理人が出席しております。代理人の方は工務店の方だということでした。土地の表示、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。転用目的は、</p>

住宅 1 棟ということでございます。両者の関係は夫婦ですが、夫は仕事のため北海道へ住所を移しております。妻は現在、娘夫婦のところに住んでいるそうです。今回の申請は夫が北海道から戻ってきて、夫婦と長男家族が暮らす住宅を夫所有の申請地に建築したいとのことですが、申請地は市街化調整区域で妻が持分 1/2 以上所有の土地でないと開発許可が下りないため、妻に持分 1/2 を贈与するものです。家を建てるのは借入資金で、息子さんも連帯保証人になって借りるということでございます。将来的には旦那さんもこちらに帰ってきて一緒に住みたいと。開発許可の関係は必要ですけれども事前相談済みでございます。場所的には、八戸市立明治小学校の、ちょうど八幡神社の裏側というか、そこまで5分もかからないでいけるような場所でございます。周囲は住宅に囲まれていて、市道に接しております。権利調整措置なんですけれども、全部なしとなっております。年金関係は全部なしでございます。非常に場所的にも住宅に囲まれてまして、農業関係に差し障りないので、許可して差し支えないものと考えます。

以上です。

三浦委員
5条4番

続きますして三浦から報告します。去る3月29日、山内委員と本館地下会議室において、議案第18号の4番を調査して参りましたので報告します。受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載9ページのとおりです。調査には、渡人、受人ともに本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は使用貸借20年間。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、平成30年5月1日から平成30年5月31日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財届出不要、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、フェンスを設置します。立地条件は、旧八戸市立中野小学校から西側約1.5kmに位置し、住宅・畑に囲まれており、市道に接続しております。用排水路はありません。農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間、休耕地となっていたため地力が低く、周囲の標準的な農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。参考としまして、設置の管理は本人、設備のメンテナンスは業者が行うことが計画書に明記されておりました。計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第5

会長

次に、日程第5、報告第12号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

小笠原技能技師

事務局の小笠原から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分でございます。総会資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号23番から資料15ページ番号36番までの計14件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、なしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第6、日程第7

会長

次に、日程第6、報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第14号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

大里主幹

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の3月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の17ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりで

4条3番 番号3番、転用目的は宅地分譲でございます。
4条4番 番号4番、転用目的は駐車場でございます。
4条5番 番号5番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。
4条6番 番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
続いて、5条につきましてご報告申し上げます。19ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条22番 番号22番、転用目的は老人ホーム1棟建築でございます。
5条23番、24番 番号23番、24番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。
5条25番、26番 番号25番、26番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑なしと認めます。

会長 次に、日程第8、報告第15号、農地改良届出についてを議題といたします。
事務局から報告願います。

小笠原技能技師 事務局の小笠原から、ご報告いたします。資料の21ページをお開き願います。
届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出2番 番号2番。着工年月日は平成30年4月10日で、使用した土の採取場所は、八戸市大字八幡字千刈田地内でございます。
届出年月日、受理年月日は、平成30年3月23日でございます。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時10分)